

福島第一原子力発電所の不適合グレードは以下のとおりです。

G I は「是正処置・予防処置を確実に実施すべき重要な事象」

- 例)・原子炉施設の安全に係る機能の設備・機器の機能喪失事象
 - ・発電所敷地内で発生した火災 など

G II は「是正処置を確実に実施すべき事象」

- 例)・原子炉施設の安全に係る機能の設備・機器の機能喪失事象
 - ・プラントの一定運転の継続に支障のある故障、出力低下に至つた事象、または可能性のある事象 など

G III は「修正処置などを伴う事象」

- 例)・一般の産業施設と同等の信頼性が求められる設備・機器の機能喪失事象 など

以上